

山形市立第六小学校 学校いじめ防止基本方針

2018. 3. 1 改訂

1 はじめに

いじめの根絶を目指し、児童の人権の尊重と尊厳の保持を目的に、学校、家庭、地域住民、教育委員会、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、精神的な苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

※好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

2 いじめ防止のための取り組み

（１）教職員による指導

- ① 「こころをかたむけ、自ら高まり合う」授業づくりや教育活動を推進し、たおやかで、しなやかな関わりの中で課題を追求し、感動を実感しながら自立できる児童を育成する。
- ② 「いじめ」の定義や態様、具体的な指導上の留意点について校内研修や職員会議で共有化を図り、日常の児童の言動の変化を敏感に感じ取る感性を磨き合うようにする。
- ③ 全校朝会、学年集会や学級活動において、校長を初め全職員がいじめの問題に触れ、「いじめは決して許されない」との意識を学校全体に醸成していく。
- ④ 児童、教職員、保護者が一体となって「いじめ根絶」に向けて意識を高めるような具体的な手立てを講じる。
- ⑤ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥ 閉じられた人間関係にならないよう、家庭との連携のもと「逃げ場」をつくることができるようにする。

（２）児童に培う力とその取り組み

① 児童に培う力

- ・いじめの存在をしっかりと認識する態度。
- ・自他の存在や命がかけがえのないものであることを実感する能力。
- ・他人の心の痛みを共感できる感性。
- ・お互いの人権や人格を尊重し合うコミュニケーション能力。
- ・人間関係の間の置き方を学ぼうとする態度。
- ・ネットいじめのむなしさを正しく理解する力。
- ・できないときに自ら進んで力を借りようとする態度。

② そのための取り組み

- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実。
- ・自己存在感を実感できる異学年活動や社会参画活動等の体験活動の重視。
- ・生活集団と学習集団の一体化による学級集団づくり。

- ・自己存在感を実感できる役割体験や成功体験の重視。
- ・目標や目的を達成するために困難な状況を乗り越える活動の設定。

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記の組織を置く。校務分掌にも位置づける。

- 校内職員 : 校長 教頭 教務主任、庶務主任、各学年主任、生徒指導主任、特別支援学級主任、通級教室主任、養護教諭、
- 校外関係者 : P T A会長・副会長・幹事長、母親委員長、同窓会長、児童後援会長、地区民生委員会、元公立学校長、学校医代表、元警察官

※ 上記の組織の合同会合を必要に応じて実施する。緊急を要する場合はその都度開催する。

② 学校が組織的にいじめに取り組むための当該組織の具体的な取り組み

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく未然防止策の現状把握と進捗状況の確認

- ・学校での具体的ないじめ防止策の進捗状況とその実効性について。
- ・教職員・保護者・地域住民のいじめに対する意識啓発状況。
- ・学校におけるいじめ未然防止策の進捗状況とそれに対する助言や支援。
- ・いじめ事案やいじめが疑われる事案へ対応とそれに対する助言や支援。
- ・いじめ重大事案への対応（関係児童への聞き取り、指導や支援体制・方針等の決定、保護者との連携等）とそれに対する助言や支援。

イ いじめ事案の相談・窓口としての対応。

ウ いじめが疑われる事案の情報収集と共有化。

③ 児童の主体的な取り組み

教職員は、児童会における「いじめのない学校づくり」をめざす取り組みを支援する。その際、児童自らがいじめの問題や重大さを主体的に考え、いじめの重大さに気が付くように、児童に寄り添いながら陰で支える役割に徹するよう心がける。特に、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、相手が深刻な精神的危害を受ける場合が起こることにも気づかせる。

④ 家庭や地域との連携

定例 P T A 諸会議、学級懇談会、個別面談会、家庭訪問、学校からのたより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」の啓蒙を図り、いじめ問題への関心を高め、綿密な連携協力が得られるようにしていく。また、いじめが疑われる事案であっても情報交換が気楽にできるようにしていく。

3 早期発見に向けての取り組み

- (1) いじめはいつでもどこでも起こりうることを共通理解し、児童の変化を見逃さないアンテナを高く持つようにする。
- (2) また、これらの情報が行き交う風通しのよい学校をつくるためにも、開かれた学級づくりに努める。
- (3) 朝の健康観察を有効に活用し、日常の児童の変化に気を配るようにする。欠席の場合は、必ずその理由を保護者に確認する。
- (4) 職員室こそいじめ問題を考えるよき空間であることを共有化し、気楽にテーブルを囲んでの話し合いができるようにする。

- (5) 定期的ないじめアンケート調査を行い、児童一人一人の学校生活状況を把握し
必要な児童には面談等で、事実確認をもとに、心のひだを正確に読み取りながら児童の置かれて
いる立場に立って迅速に対応する。
- (6) 教育課程に「ふり返り週間」を設定し、個人面談等により、児童の悩みや把握したり、心の
触れあいを大切にしていく。
- (7) 連絡ノートや保護者との面談を活用し、一人一人の深い児童理解に努める。
- (8) 日常的に児童や保護者との信頼関係の構築に努め、児童や保護者、教職員が抵抗なく電話相
談や直接相談ができるようにする。
- (9) 連絡ノート、個人面談や電話相談等で得た個人情報については、個人の尊厳を守ることを前提
とした対外的な取り扱いを原則とする。
- (10) 児童同士、教職員も名前の呼び捨てはせず、「～さん、～くん」づけをする。
- (11) 児童の相談には、真摯に対応し、「大したことはない」「それはいじめではない」などと過小
評価をしない。
- (12) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校、家庭、
地域が組織的に連携・協働できる体制を構築する。
- (13) 被害者にさせないために、特に配慮すべき児童の支援を行う。
 - ① 発達障がいを含む、障がいのある児童
 - ② 海外から帰国した児童や外国人の児童
 - ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - ④ 被災児童

4 いじめに対する早期対応・組織対応のために

- (1) 迅速な事実確認と連絡・報告・相談
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、迅速に事実を確認する。
 - ② 事実が起った根本的な真因を見極め、速やかに学年主任、教務主任、教頭、校長に連絡・報告
・相談し、いじめられた児童の安全を確保するとともに、いじめた児童へ適切に組織的に対応す
る。
 - ③ 保護者や地域からの通報があった場合も、その声に真摯に傾聴するとともに、同様に対応する。
 - ④ 重大ないじめの場合は、校外関係者も含めた「いじめ防止のための組織」で対応する。
 - ⑤ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、山形市教育委員会の支援
を求めるとともに、警察署等へ通報し、適切な援助を求める。
- (2) 迅速な事実確認を基にした組織的な対応
 - ① いじめを発見したり、保護者、地域や関係機関から通報があったりした場合は、校内の「いじ
め防止のための組織」を中心に、関係児童から事情を丁寧に聞き取る。
 - ② 事実の確認後は、いじめた児童、いじめられている児童や第三者的な児童それぞれに適切に指
導するとともに、被害・加害児童の保護者にも確実に連絡し、協力・連携を図り、事後の対応に
当たる。
- (3) 被害児童への対応とその保護者への支援
 - ① 被害児童には、「あなたが悪いのではない」ことや「大切な人間である」ことをはっきり伝え、
自尊感情を高めることに留意する。また、いじめの要因を除くようにする。個人情報やプライバ

シーの取り扱いには十分留意する。

- ② いじめの事実関係について家庭訪問で保護者にしっかり伝え、併せて当該児童の心の安定と安全を確保するための具体的方策を講じることも伝える。
- ③ 学校での日常生活においては、当該児童に寄り添い支える体制づくりを行い、安心して学校生活を送ることができるような手立てを講じる。必要に応じて学習体制を整えたり、関係機関との連携を得ることも視野に入れて対応する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 事実が認められた場合は、心理的な孤立感や疎外感に留意し、毅然とした態度でいじめをやめさせ、その再発防止に当たる。
- ② 重大な事案の場合には、外部専門家の協力を得るなどして、迅速に対応する。
- ③ 形式的な謝罪等で処理するのではなく、保護者との面談を行い協力を得ながら、いじめ行動の相手に与える心の傷の重大さを考えさせたり、ふり返らせたりして、当該児童の社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ④ 当該児童やその保護者への対応を行う場合は、いじめの背景にも目を向けながら、個人情報の取り扱いやプライバシーに配慮する。
- ⑤ 教育上必要な場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、必要な懲戒も考慮する。その場合、児童が自らの行為の悪質性を感じ、よりよい人間関係を築くことができるように教育環境を整えるようにする。
- ⑥ 出席停止の場合は、山形市教育委員会と協議する。

(5) いじめを見ていた児童及びその保護者への対応

- ① いじめを見ていた第三者的な意識を持つ児童には、何よりも被害児童を守ることの大切さを知らせる。発見したらすぐ知らせることを指導する。
- ② いじめは、絶対に許されない行為であり、見ていることはいじめと同じ行為であり、自分の問題であるとしてとらえなければならないことを、学年・学級で話し合ったり、説諭したりして認識させる。必要があれば、保護者の協力も得るようにする。
- ③ いじめは謝罪で終わるのではなく、全てに関係する児童が好ましい人間関係のもと、新たな望ましい集団行動が成立するようになったときに改善の方向が見えたと判断できることを伝え、そのような集団づくりを目標に各自が意識を変革していくように指導及び支援していく。

(6) ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、直ちにプロバイダに削除を求めるなど必要な措置を取る。必要があれば、法務局又は地方法務局の協力を得る。
- ② 重大な事態の場合は、山形警察署に通報し、適切な援助を得る。
- ③ SNS、パスワード付きサイトや携帯電話のメールを利用したいじめに対しては、保護者との連携を図るとともに、校内の情報モラル教育を進めていく。

※インターネット上のいじめとは、パソコン・スマートフォン・携帯電話・ネット環境にあるゲーム機などを通して行われる、誹謗中傷などの書き込みつぶやきなどである。その対応として、未然防止、適切な対応を心掛け以下の点に注意して取り組む。

＜実態を知る＞ ☆ インターネットいじめ の類型 ・掲示板 ・メール ・SNS	＜未然防止＞ ☆ 情報モラル指導 ☆ 家庭・地域・PTAとの 連携 ・親子モラル研修会 ・フィルタリングの啓発 ・情報の開示	＜早期発見・早期対応＞ ☆ いじめのサイン ☆ 相談体制整備 ☆ ネットパトロール ☆ 削除依頼 ☆ 被害防止の取り組み
--	--	--

5 重大ないじめ事態への対応

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じたり、「相当の期間（年間30日を目安）欠席を余儀なくされている疑いのある場合は、山形市教育委員会へ報告する。また、校外関係者組織や山形市教育委員会、村山教育事務所の支援を得ながら、事実関係を明確にする調査を行う。

（1）重大事案と想定されるケース

- ① 児童が自殺を図った場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等

（2）組織としての対応

校内・校外いじめ防止のための組織を母体として、山形市教育委員会の指示を仰ぎ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」等の支援・協力を得る。

（3）校内の組織的体制

校内における組織的体制は、「いじめに組織的に対応する学校体制の確立とその手順」による。

（4）重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会に報告する。

（5）外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、事後の対応、発生予防等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形市警察署、児童相談所、村山教育事務所と連携を図りながら進めていく。

6 いじめに組織的に対応する学校体制の確立とその手順（別紙参照）

7 いじめに関わる校内研修

- （1）いじめを含め、生徒指導上の諸問題に係る研修を学期に一度計画的に実施する。
- （2）日常の授業においては、「生徒指導の三機能（自己存在感、共感的人間関係、自己決定）を生かした授業づくり」を大切にし、いじめ問題の未然防止に努める。

いじめに組織的に対応する学校体制の確立とその手順

1 児童のいじめサインのキャッチ

- ①欠席、早退や遅刻が増える
 - ②学校生活の中で物の隠し事件が出てくる
 - ③疎外感や孤立感を訴えたり、見えたりする（授業中、休み時間、放課後、家庭 等）
 - ④いじめの訴えが寄せられる（本人、他の児童、保護者、地域の人々）
 - ⑤いじめと思われる行動を直接発見する
 - ⑥アンケート調査や聞き取り調査から情報を得る
-

2 情報を得た教職員は時を置かず報告する

- ①「悪ふざけ」「単なるけんか」と自分で判断せず、学年主任、教務主任、教頭、校長へと迅速に報告する
 - ②単独で対応せず、教務主任、教頭の指示に従い組織的に対応する
 - ③報告内容の正確性をきずるために、簡単な記録を取る。
 - 日時、 ○場所、 ○被害者、 ○加害者、 ○内容・状況等
-

3 「いじめ防止・対応委員会」 ①

- ①校内職員：校長 教頭 教務主任、庶務主任、各学年主任、各担任、生徒指導主任、特別支援学級主任、通級教室主任、養護教諭、教育相談員
 - ②資料：いじめ記録内容、加害・被害者児童に関わる資料（家庭環境調査票、個別支援計画等）
 - ③会議内容
 - 事実確認のための計画と役割分担
 - ・加害児童の面談 ・被害児童の面談 ・周囲の児童の面談 ・保護者への面談
 - 確認事項の内容
 - ・いじめの状況（日時、場所、人数、態様や集団の構造） ・いじめの背景
 - ・加害、被害児童の具体的な言動等 ・教職員で共有していること ・校外（保護者や地域の人々）からの情報 ・加害・被害児童の校内・外生活での課題等
 - 指導体制の確立
 - ・被害児童担当・・・教務主任、担任、養護教諭、教育相談員
 - ・加害児童担当・・・学年主任、庶務主任、担任
 - ・被害児童・加害児童保護者担当・・・教頭、教育相談主任、適応指導教室主任
 - ・周囲の児童担当・・・同学年担任、生徒指導主任、生活指導部員
-

4 事実確認と具体的対応

①上記の事実確認内容について集約し、事実内容の確認をしっかりと行う。

②事実内容を踏まえた対応

○ 被害児童に対して

- ・子どもを支える立場で接する。（被害児童を守る立場）
- ・具体的な内容を語らない場合は、性急にならず、気持ちに寄り添って話を聞く。
- ・つらさや苦しさに共感し、解決を約束し、最後まで守り通すことを伝える。
- ・親やいじめた児童への関わり方については本人の考えも聞きながら進める。
- ・自信を持って学校生活が送れるよう継続的に見取りながら支援に当たる。
- ・加害児童や周囲への影響を考慮して支援体制を組むようにする。

○ 加害児童に対して

- ・いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。いじめの意図を確認する。
- ・いじめとは自覚していない、認めようとしない場合は、威圧的な指導ではなく、受容的な指導に当たる。事実を確認し、そのことによって起こる相手の心の痛みや傷の大きさを考えさせるようにする。
- ・いじめの行為に及んだ本人の気持ちを理解し、継続的にかかわっていく。
- ・心からのきちんとした謝罪と今後の決意を話させる。
- ・誤った行為があっても大切な人間であることを説諭しながら、新しい気持ちで学校生活を送るように指導し、見守り続けていく。

○ 周囲の児童に対して

- ・事実を確認する段階では、安易に行為の善し悪しの判断はしない。
- ・個々の児童の聞き取りに矛盾がないか慎重かつ多面的に情報を収集し、事実関係を明確にする。
- ・情報提供を受けたとき、周囲の児童の情報源に迷惑がかからないように配慮する。
- ・被害者の辛い思いを考えさせるとともに、いじめの卑劣さを理解させる。
- ・根拠のないことを言いふらしたり、はやし立てたりすることは、いじめと同じであることを理解させる。
- ・いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正しい勇気ある行動であることを理解させる。

○ 被害児童・加害児童の保護者に対して

- ・直接面談して、保護者の立場や心情に十分考慮しながら、確かになった状況と今後の対応について説明する。
- ・保護者の考えや課題が何かを確認し、話を終えるよう配慮する。
- ・被害児童の保護者には、確認したいじめの事実を正確に伝える。また再発防止策や指導方針等を具体的に説明し理解を得る。
- ・加害児童の保護者には、確認したいじめ行為等について正確に伝える。また、学校の対応を説明し、保護者の協力が不可欠であることを伝え、謝罪について確認、相談する。

5 「いじめ防止・対応委員会」 ②

① 事実確認と具体的対応の結果を確認し、その共有化を図り、全職員に報告する。

② いじめの改善に到らない場合は、これまでの指導・支援方針を再検討する。

- ③ 「いじめのサインはないか」「交友関係はどうか」「意欲的な生活が送れているか」「保護者との定期的な連絡体制はどうか」など、いじめのその後について検討し、被害児童やその保護者の経過を確認する。
- ④ いじめの長期化・複雑化を判断し、必要があれば、関係機関との連携を図ったり、学校関係者を含めた対応会議を行う。（本人、周囲、保護者からの聞き取り等）

6 学校関係者を含めた「いじめ防止・対応会議」

※必要がある場合に適宜に開くようにする。

7 「いじめ防止・対応委員会」 ③

- ① いじめが解決したかどうか最終確認をする。被害児童やその保護者の現状を再検討する。
- ② 解決していない場合は、いじめ対応会議①に戻って、対応策を再度検討する。
- ③ 解決した場合は、いじめ再発防止・予防的取り組みへ移行する。
- 子どもの実態や様子を役割分担して観察する。
（授業中、休み時間、給食の時間、清掃の時間、登下校、帰宅後の様子、アンケート調査、個人面談、ふり返り週間、日記帳等）
 - 教師間の情報交換を積極的に行う。
（日常的な情報交換、職員会議、職員打合せ、教育相談委員会等）
 - 家庭からの情報収集を積極的に行う。
（家庭訪問、連絡ノート、家庭生活の変調、服装や言葉使いの変化等）
 - 地域からの情報収集を積極的に行う。
（地域の各種団体、学童クラブ、スポーツ少年団、子ども育成会等）
-

8 いじめの解消

いじめの解消は、少なくとも以下の①と②の要件を満たすことが必要である。

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」
※心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいることが少なくとも3か月以上の期間継続していること。
- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」
※被害児童生徒及びその保護者に面談などにより確認すること。

一連の流れはマニュアルであり、児童の実態に応じて柔軟に対応する。

